

最高裁秘書第1349号

令和7年4月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

修習専念資金の貸与を受けた場合、通常であれば支払う必要のある利息相当額の支払を免れ、実質的に同額の利益を得たことに基づく所得を雑所得として申告する必要があること（大阪地裁令和4年12月22日判決、大阪高裁令和5年7月26日判決及び最高裁令和5年12月22日決定）を、司法研修所が司法修習生に説明した際の文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年3月26日付け（同月27日受付）

2 答申番号

令和6年度（最情）答申第19号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）